

令和6年度宇佐市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、県内有数の穀倉地である宇佐平野を抱え、一部の中山間地を除きほぼ平坦な地形を有し、米・麦・大豆等を中心とした土地利用型農業を展開するうえで非常に恵まれた水田農業環境にあるが、近年、米価の低迷等による農業経営の悪化や、担い手の減少・高齢化等によって、農業従事者の減少や担い手不在集落等の課題が生じている。そのため、関係機関で連携し、集落内だけでなく集落間等広域での話し合いを通じた「人・農地プラン」及び「地域計画」の策定を進め、地域の中心的経営体を育成し、併せて農地中間管理機構の活用を通じた農地の利用集積化を図っていく必要がある。

また、近年新規需要米の増加に伴い渇水時の用水不足が懸念されるため農業用水を使わない転換作物との作付けのバランスを図ることが課題であることから、水田表作の重点品目として大豆の作付けを引き続き推進し、併せて園芸品目等の高収益作物の導入を推進する。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物の導入にあたっては「白ねぎ学校」等の活用により、研修が修了した新規就農者を対象に、基盤整備事業等で畑地化を行った農地の提供を行い、安定した生産が行える担い手の確保と育成を推進する。また、地場企業等との連携により、宇佐ブランド認証品やブランド力強化に適した品目を選定し、6次産業化を通じた高収益作物の産地規模の拡大を推進する。中山間地域においては、地域の担い手への農地集積・集約を図り、地域に適した園芸品目等の高収益作物を推進する。

転作作物について、新規需要米の増加により農業用水不足が懸念され、農業用水の利用量の少ない大豆を重点作物として作付けを推進し、団地化が望ましいため、農地利用調整を行う組織の育成を図る。また、一般大豆より高収益が見込める黒大豆（クロダマル）について、県、市、JA等関係機関と連携して出荷体制の整備や新たな販路拡大に取り組むことにより産地体制の強化とブランド力の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

人・農地プランや地域計画の話し合いや転作確認を通じて水田の利用状況を確認するとともに、長年水稻の作付が無い場合は、土地条件に応じた高収益作物の導入に向けた畑地化を推進する。

併せて、現在大豆等転作が行われている農地については、連作障害による収穫量減回避に資するため、近隣の作付地等とのブロックローテーションを推進する。

他方で、担い手を中心とした効率的な生産体制を構築するため、規模拡大及び安定経営確立に資するよう担い手への農地集積を図る。また、農地の有効利用を行うとともに農業の構造改革を加速させ、農業生産の低コスト化に向けた水田の大区画化やICTを活用したスマート農業への転換を推進する。

中山間地域においては、地域住民との連携による中山間地域等直接支払交付金事業等を活用した水田の保全管理を支援し、地域の担い手への農地の利用集積・集約化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水田農業の基幹的作物であることから、需要に応じた生産数量の確保と、売れる米作りの徹底によって米の主産地としての地位を確保する。

(2) 備蓄米

2013年度から取組開始した備蓄米については、売渡人との調整を図りつつ、安定した生産・確保を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

実需者へ安定供給のため複数年契約への取組を推進し、家畜用飼料の生産確保を図るとともに生産者及び関係機関と連携して生産技術の向上に努める。

イ 米粉用米

実需者へ安定供給のため複数年契約への取組と、一般品種での晩期穂肥施用の取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

国内主食用米需要が減少する中で、国産米の新たなマーケットを確保・拡大するため、輸出用米の取組を行う農家等に対し支援を行い、新たな販路の開拓を推進する。

エ WCS 用稲

現在取り組んでいる農家を中心に、畜産農家と耕種農家との連携を強化し、安定的な家畜飼料として生産数量の確保を図る。

オ 加工用米

県域設定の産地交付金の活用を通じた取組を推進し、生産数量の確保を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、大分県では麦を原料とする焼酎・味噌・醤油の製造業が盛んであるが、地元業者と連携し焼酎用大麦、味噌用裸麦及びパン用小麦の契約栽培の継続、拡大を図ることや、品質の向上が課題となっていることから、適期播種や基本栽培技術の励行を通じ、収量・品質の向上を目指す。

大豆については、従来から水田表作の転換作物の基幹作物として位置づけられており、作付けの推進を図り、実需者との契約による栽培が行われてきたが、収量・品質とも低水準にあり農業者間による収量・品質の格差も大きいのが現状である。恵まれた地形を有効に活用するとともに、一般大豆、種子大豆、黒大豆の作付面積合計が1ha以上となる担い手の収量・品質の向上を目指し、土づくり等の取組を行った場合、産地交付金を活用し支援する。

(5) そば、なたね

実需者との契約に基づき、産地交付金で支援しながら作物生産の推進を図る。排水対策の徹底等基本技術の励行を併せて行う。

(6) 地力増進作物

地力増進作物鋤き込みは地力増進を促進し、高収益作物の収穫量増につながることから、ソルガム、ソルゴー、スーダングラス、ギニアグラス、エンバク、イタリアンライグラス、ローズグラス、ケンタッキーブルーグラス、パールミレット、ライムギ、オオムギ、トウモロコシ、ヒマワリ、ナタネ、マリーゴールド、ソバ、シロクローバー、アカクローバー、クリムゾンクローバー、レンゲ、クロタラリア、ヘアリーベッチ、青刈り大豆を対象に産地交付金にて支援する。

(7) 高収益作物

たまねぎ、ゆず、さといも、にんにく、じゃがいも、白ねぎ、小ねぎ、いちご、なばな、夏秋きゅうり、枝豆、大麦若葉、キャベツ、高糖度かんしょを重点推進作物助成の対象作物

とし、その他の野菜等を地場消費作物助成の対象作物として、産地交付金による作付支援を行いながら、生産面積の拡大及び所得の確保を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	3070	—	3022	—	2900	—
備蓄米	5	—	5	—	5	—
飼料用米	838	—	759	—	850	—
米粉用米	—	—	—	—	1	—
新市場開拓用米	2	—	4	—	4	—
WCS用稲	830	—	838	—	850	—
加工用米	21	—	20	—	25	5
麦	2747	2629	2719	2623	2830	2800
大豆	621	—	613	—	640	—
飼料作物	232	198	236	197	250	240
・子実用とうもろこし	—	—	—	—	—	—
そば	—	—	0.5	—	1	—
なたね	—	—	—	—	—	—
地力増進作物	1	—	1	—	1	—
高収益作物	147	—	94	—	157	—
・野菜	144	—	92	—	150	—
・花き・花木	3	—	2	—	7	—
・果樹	0	—	0	—	0	—
・その他の高収益作物	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
畑地化	19	—	5	—	20	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	一般大豆、種子大豆、黒大豆	大豆土壌改良担い手支援（基幹）	担い手農家の作付面積	（令和５年度）576ha	（令和８年度）605ha
2	タマネギ、ユズ、サトイモ、ニンニク、ジャガイモ、白ねぎ、小ねぎ、いちご、ナバナ、夏秋キュウリ、枝豆、大麦若葉、キャベツ、高糖度かんしょ	重点推進作物助成（基幹）	対象作物作付面積	（令和５年度）79ha	（令和８年度）90ha
3	地場消費作物（重点推進作物助成対象作物以外の野菜、花き、果樹）	地場消費作物助成（基幹）	対象作物作付面積	（令和５年度）40ha	（令和８年度）55ha
4	対象作物は、整理番号２、３	重点作物等規模加算（基幹）	対象作物の20a以上作付面積	（令和５年度）90ha	（令和８年度）105ha
5	そば・なたね	そば・なたね助成（基幹）	そば・なたねの作付面積	（令和５年度）0ha	（令和８年度）1ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府大分県

協議会名:宇佐市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大豆土壌改良担い手支援(基幹)	1	11,000	一般大豆、種子大豆、黒大豆	助成対象作付規模が一般、種子、黒大豆を併せて1ha以上で、土壌改良、難防除雑草薬剤の散布を実施し、栽培すること。
2	重点推進作物助成(基幹)	1	20,000	タマネギ、ユズ、サトイモ、ニンニク、ジャガイモ、白ねぎ、小ねぎ、いちご、ナバナ、夏秋キュウリ、枝豆、大麦若葉、キャベツ、高糖度かんしょ	出荷販売を目的とし、通常の肥培管理等を実施し、栽培すること。(整理番号3 地場消費作物助成(基幹)との重複交付は不可)
3	地場消費作物助成(基幹)	1	9,000	地場消費作物(重点推進作物助成対象作物以外の野菜、花き、果樹)	出荷販売を目的とし、通常の肥培管理等を実施し、栽培すること。(整理番号2 重点推進作物維持助成(基幹)との重複交付は不可)
4	重点作物等規模加算(基幹)	1	5,000	対象作物は、整理番号2, 3	助成対象作付規模を20a以上取り組むこと
5	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば・なたね	出荷販売を目的とし、通常の肥培管理等を実施し、栽培すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。